

自然科学研究機構分子科学研究所エックス線障害予防細則

平成21年9月15日
分研細則第1号

(目的)

第1条 この細則は、自然科学研究機構分子科学研究所放射線障害予防規則（平成16年分研規則第7号。以下「予防規則」という。）第4条の規定に基づき、分子科学研究所（以下「分子研」という。）におけるエックス線装置の取扱いによる放射線障害の発生の防止に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(エックス線装置の設置)

第2条 エックス線装置を設置・移管・移設・廃棄しようとする者は、別に定める様式により放射線取扱主任者へ届け出なければならない。

(放射線管理責任者の業務)

第3条 予防規則第13条第1項の規定に基づき各施設に置かれる放射線管理責任者（以下「管理責任者」という。）は、当該施設における放射線障害の発生を防止するため、予防規則に定めるところによるほか、次に掲げる業務を行う。

- 一 管理するエックス線装置に係る放射線障害の防止のための安全管理に関すること。
- 二 業務従事者及び一時的立入者に対する放射線障害防止のための指示及び指導に関すること。
- 三 業務従事者及び一時的立入者に対する管理区域への立入り許可又はエックス線装置の使用許可に関すること。
- 四 エックス線装置の定格出力を明記した標識を、当該装置又はその付近に掲げること。
- 五 管理区域を標識によって明示すること。
- 六 業務従事者に対する被ばく線量測定結果の通知に関すること。
- 七 その他放射線障害防止のための管理監督に関すること。

(管理責任者の代理者)

第4条 研究所長は、管理責任者が旅行、疾病その他の理由によりその職務を行うことができないと認めるときには、その期間中管理責任者の職務を代行させるため、管理責任者の代理者を選任しなければならない。

2 予防規則第13条第2項の規定は、前項の代理者の資格に準用する。

(エックス線装置の運転)

第5条 エックス線装置を運転することができる者は、予防規則に定める業務従事者として登録された者に限る。

(遵守義務)

第6条 業務従事者及び一時的立入者は、予防規則第17条の規定を遵守しなければならない。

附 則

この細則は、平成21年9月15日より施行する。

附 則

この細則は、令和3年7月1日より施行する。